

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第4回)(案)に対するパブリックコメント結果の概要及び対応について

パブリックコメントの方法

関係省庁が自主的に点検を行った結果について、11月22日～12月12日(計21日)に一般からの意見募集を行った結果、5の個人または団体からの意見が提出された。意見の概要は、以下のとおりである。

提出意見の一覧

整理番号	個人・団体の別	都道府県	意見提出法
1	個人	群馬県	電子メール
2	個人	兵庫県	電子メール
3	個人	不明	電子メール
4	団体	10都道県	電子メール
5	個人	神奈川県	電子メール

意見の概要

「『新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第1回～第3回)』を踏まえた施策の方向について(意見)」への対応状況

1-2. 国以外の主体による生物多様性保全に対する取組状況

2.1 地方公共団体による取組

整理番号	ご意見の概要	対応
3	<p>自然環境関連部署の自治体職員自身が生物多様性やその重要性を理解する必要がある。</p> <p>また、他の部局(国交省各部、自治体の農林関係・道路・河川関係など)との横の連絡、情報の共有は全くといっていい程なく、ひどい場合は、生物多様性や希少種などは事業の妨げになるだけだから話をしてもらっては困るというような態度。このような地域の現状を何とかするための案も実行して頂きたい。</p>	<p>自治体職員の生物多様性に対する理解・取組に関しては、国においても研修や事業を通じた人材育成、体制づくり、情報提供等の取組を実施しています。今後も一層の取組に努めていきます。</p>

主要テーマ別取扱方針に関する点検結果

1. 重要地域の保全と生態的ネットワーク形成

整理番号	ご意見の概要	対応
4	<p>点検結果では、過去の各点検時から保全地域の面積がどのように推移してきたかを数値によって示しており、この点では、わが国の自然保護施策の進展を確認することができる。</p> <p>しかし、保全された地域の推移を挙げるならば、それとの対比で開発によって破壊され、あるいは破壊が進行している地域も挙げなければ、わが国の生物多様性が置かれている現状を知ることはできない。また、開発行為の多くが国あるいは公共団体によって行われていることを考えるならば、何ゆえに開発行為から生息域が守れないのかについての分析なくして、今後の政策についての指針は示せないであろう。例えば、重要湿地がどのようにして守られ、あるいは開発等により危機に晒されているか、守られていないとするとその原因はどこにあるのかの分析が欠けている。</p>	<p>ご意見については、今後の施策の検討・推進にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、全国の自然環境の現状把握のために、おおむね5年の調査期間を単位として自然環境保全基礎調査を継続的に実施しており、本調査の結果も踏まえながら、保全のための課題分析及び施策立案を行っていかるとしています。</p>
4	<p>既に保全地域として指定された地域が果たして生物の生息域として十分に守られているのかについての分析も欠かせない。</p> <p>例えば、ミヤコタナゴは種の保存法により、国内希少野生動植物種に指定され、その生息地が生息地等保護区に指定されているが、近年、保護区内でのミヤコタナゴの生息が確認されていない。また、新聞報道によると、青森県下北半島の国有林が、森林生態系保護地域に指定されいながら、伐採されてしまった。点検においては、既設の保護区の現状の調査も行う必要がある。保護区指定だけで守れないケースがあれば、その原因の分析も行うべきである。点検結果においては、こうした、負の開発によって守れなかった事例を分析して、今後の教訓、課題に結びつける必要がある。</p>	<p>保全地域については、法律等に基づき管理を行っており、保全地域内の生息環境等の悪化に対する取組としては、自然公園や鳥獣保護区における自然再生事業、保全事業等が挙げられ、これらは事業実施に伴い、継続的なモニタリングを行う制度となっています。</p> <p>ご指摘のあった生息地等保護区については、継続的にモニタリング調査を行っており、必要に応じて、生息環境整備などの保護対策を実施しています。ミヤコタナゴ生息地保護区については、現在、水質改善など生息環境の改善を検討しているところです。また、新聞報道の対象地については、森林生態系保護地域に含まれていませんが、天然林の扱いについては、原生的で貴重なものは保護林に指定するなど厳正な管理等に努めており、台風等により倒木や折損木が大量に発生した場合には、後継樹の生育環境の確保や木材の有効利用の観点から、風倒木等を整理し稚幼樹の保全に配慮するなど適正に処理しているところです。</p> <p>ご意見については今後の施策の推進にあたって参考とさせていただきます。</p>
4	<p>緑の回廊については、赤谷プロジェクト等の画期的な取組みが行なわれつつあることは評価できるが、行政の縦割りの弊害によって十分浸透していない。例えば、乗鞍岳では特別保護地域の土地を所管する林野庁が保護林とするための調査を行なうなど、既に国立公園で保護されている地域内で屋上屋を重ねるような動きもある。</p> <p>緑の回廊を促進するため、関係行政庁と地方公共団体の連携を一層強化して、野生生物に必要な広大な生息エリアを確保するために、日本の全国を自然的地理的条件に応じて10数箇所のブロックに分け、ネットワークの大枠をまず設定して、有機的な繋がりを持たせるようにすべきである。</p>	<p>保護林は、国有林における森林の取扱いの中で厳格な保護を図るものであり、伐採等の行為についても自ら規制しているところです。また、野生動植物の移動経路の確保等のために保護林同士を連結する緑の回廊を設定しております。</p> <p>生態的ネットワークについては、現在、国土審議会計画部会で国土形成計画についての検討が進められていますが、その中間とりまとめにおいては、生態系のネットワーク形成を通じた自然の保全・再生を図ることの重要性が指摘されており、「国や地方公共団体をはじめ様々な主体の連携の下、広域ブロック程度の広がりをもったエコロジカル・ネットワークの検討を進めるべき」とされています。それらも踏まえ、全国レベル、広域レベルの生態系ネットワーク形成の具体化に向けて検討を進めていきます。</p>

2. 里地里山の保全と持続可能な利用

整理番号	ご意見の概要	対応
4	<p>農業環境規範の普及・定着に努め、都道府県に対して環境に配慮した施肥基準への見直しを促したことや、持続性の高い農業生産方式の導入を促進したことなど、農業生産全体のあり方として環境保全を重視するものに転換する取組みを推進したことについては、持続可能な循環型の農業への転換を推進しているという点で一定の評価ができる。</p> <p>また、「農村景観・自然環境保全再生パイロット事業」によってNPOの活動を支援することや、自然公園法に基づく公園管理団体の指定、市民の参画を得た森林整備等に対する助成、NPO等と森林所有者との施業実施協定などは、都市と農山村地域との連携を強め、NPO等の市民活動を支援することによって里地里山の管理者を確保しうる点で一定の評価が可能である。</p> <p>しかし、里地里山の保全には、持続可能な農林業の活性化による産業としての再生と、これによる農林業従事者の確保が必要であり、そのためには農林業の高付加価値化によるインセンティブ付与とモチベーション向上に向けた施策が必要である。</p> <p>たとえば、農林業における認証制度の普及啓発、公的助成による地産地消活動への支援、バイオマスエネルギーに対する啓発支援活動などがあげられる。このような施策を積極的に充実させることによって農林業を産業として再生することができ、里地里山を管理する農林業従事者を確保しうる。この点、点検結果に拠れば、認証制度としてのエコファーマーの認定件数が増加しているものの、山村、山岳地域の人工林(特にカラマツ、スギ)の手入れ不足は顕著であり、施策としてはまだまだ不十分といわざるを得ない。これらの人工林を再生することが我が国の野生生物の多様性の確保には不可欠であることを認識し、そのことを明記すべきである。</p>	<p>国土保全、水源の涵養、生物多様性の保全などの森林の有する多面的機能の発揮のためには、重視すべき森林機能や立地条件に応じた健全な森林の整備・保全が必要です。計画的な森林整備の推進や林業の活性化をはかるとともに、企業やNPO等の森林整備・保全活動の支援等による里山林の再生活動も推進しているところですが、ご意見もご参考とさせていただきながら、今後とも施策のさらなる推進に取り組んで参ります。</p>
4	<p>「文化的景観の保存・活用事業」や「文化的景観保護推進事業」における取組み、重要文化的景観の選定、自然再生協議会の設立、特別緑地保全地区の指定などは、特定の里地里山を再生保全することによって、乱開発による里地里山の分断と減少を防止する点で一定の評価ができる。</p> <p>しかし、里地里山の保全においてより重要なことは、代表的な里地里山を点として保全することではなく、身近に存在するありふれた里地里山をも含めて面として保全することであり、代表的な里地里山を保全することも重要であるが、それだけでは不十分である。</p> <p>里山と里山、里山と他の保護地域とのネットワーク、河畔林、水路との繋がりも意識した保全策が必要である。</p>	<p>重要文化的景観の選定といった特定の代表的な里地里山の保全以外の取組としては、地域における取組の支援や、実施体制構築のためのモデル事業等を実施しております。</p> <p>ご指摘のとおり、代表的な里地里山保全のみならず、全国的な保全が必要と考えており、今後、モデル事業の成果等を全国に広く発信することによって、全国の里地里山保全再生活動を促進していく予定です。</p> <p>また、ご意見の里山と他の生態系タイプとのつながりの視点をも踏まえつつ、今後も取組を推進していきます。</p>
4	<p>環境学習活動の支援、各省庁間の連携や市民のネットワークの構築、人材育成については、今後も更なる施策の実施が望まれる。</p> <p>具体的には、各地域の自然保護団体と地方公共団体とは未だ対立する状況があり、各地域の自然保護団体との連携を図るためにもワークショップなど多様な住民参加の手法を実践すべきである。</p>	<p>里地里山保全に関する各種取組において、環境学習活動の支援、各省庁間の連携や市民のネットワークの構築、人材育成等の取組を進めているところですが、ご意見を踏まえ、今後の更なる施策の推進に努めていきます。</p>

4 自然の再生・修復

整理番号	ご意見の概要	対応
4	<p>自然再生協議会の設置数、自然再生全体構想の策定数、自然再生実施計画の主務大臣への送付件数が増加していることはわかるが、単なる増加数では、再生に向けて確実に施策が進んでいるか否かについて判断しかねる。各自然再生事業について進捗状況も明記すべきである。</p>	<p>生物多様性国家戦略の点検では、生物多様性に関する取組の進捗を可能な限り網羅できるような形で、点検することに努めているため、点検結果においては全体的な状況を概観できる情報を掲載しています。</p> <p>各地域の自然再生事業のそれぞれの進捗状況については各地域の取組ごとにモニタリングを行い、その結果を科学的に評価して、これを当該事業に反映させる順応的な方法により実施していくこととしています。</p> <p>なお、個々の協議会における個別事業の推進状況については、自然再生専門家会議において「自然再生事業の推進に向けた取組状況について」と題して報告され、その資料は環境省HPにて公表されているところであります。</p>
4	<p>今後、事業の実施においては、各自然再生事業における取組みの中で順応的管理手法に基づく定期的なモニタリングを行い、適宜修正を加えていくシステムこそが重要である。</p>	<p>自然再生基本方針でも示されているように、各自然再生の取組ではモニタリングを含む順応的管理手法により事業を実施していくこととしています。</p> <p>ご意見を踏まえ、点検結果p62にもその旨を記載しました（「自然再生事業の各地域の取組については、モニタリングを行い、その結果を科学的に評価して、これを当該事業に反映させる順応的な方法により実施していくことが重要です」）。</p>
4	<p>一律に啓発普及をさせ、同種事業を日本各地で行なうというのではなく、地域特性に応じて、どのような再生のあり方が適切なのかを検討し、点検結果に盛り込むべきである。</p> <p>また、地域特性に応じた自然再生の手法自体は慎重に検討されてから行うべきものであり、自然再生が必要であるからといって直ちにあるべき自然再生の手法・事業内容が確定するわけではなく、その普及活動においてもまずは自然再生の必要性そのものを主眼とすることを常に意識した取組みが必要である。</p>	<p>どのような再生のあり方が適切かは、対象地域毎に異なっており、多様な関係主体が参加した各自然再生協議会等において検討されています。国家戦略の点検では、生物多様性に関する取組の進捗を可能な限り網羅できるような形で点検することに努めているため、各協議会で検討されている個別具体的な手法を一律に点検結果として盛り込むことはしていませんが、全体的な状況を概観できる情報について掲載しています。</p> <p>自然再生の必要性についても一層の普及啓発を推進していくこととしています。ご意見は今後の施策の推進にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>ご意見を踏まえ、点検p62の「今後の課題」に「地域特性に応じた検討に資するよう、蓄積した知見や収集した事例について公表する」旨追記しました（「今後も、自然の再生・修復について積極的な取組を推進するとともに、地域特性に応じた自然再生の検討に資するよう、蓄積した知見や収集した事例について広く公表し、自然再生について普及を推進することが重要であることから、自然再生に関する情報の収集と提供がなされるように既設ホームページの拡充を行います」）。</p>

4	<p>参加主体が多い協議会では議論が実質的にはごく少数の者で実施されている点や、全体を統括する責任者を予定していないことから事業計画間の監督・連携が図られるのかといった点、また、再生が必要な対象地の所有者が参加していないことから根本的な再生事業ができないといった点が指摘されている。</p> <p>自然再生専門家会議で出された意見について、今後、速やかに各自然再生協議会、全体構想及び事業実施計画に反映されるようにすべきであり、そのための確実な仕組みを作り上げる必要がある。</p>	<p>自然再生専門家会議の意見の各協議会への反映に係る効果的な方法について、必要に応じて今後見直していくこととします。</p>
---	---	---

5. 野生生物の保護

整理番号	ご意見の概要	対応
4	<p>種の絶滅回避に向けた対策について、「今後の課題」欄に、以下の事項は、その緊急性から付加すべきである。</p> <p>国内各所、特に沖縄地域において絶滅危惧種の絶滅への危険性が日々強まっていることが報告されている状況に比し、国等の対応速度は遅きに失する。現状の対応に終始すれば早晩新たな絶滅種が数多く発生することは明確である。</p> <p>保全は生息地保全が原則であり、今直ちに有効な対策を打ち出すことにより、生息地保全の可能性は維持される。しかも、このような効果的な対策を実施することができるのは国や地方公共団体だけである。環境省はこの責務を十分自覚し、効果的な保全策を早急に具体化することが必要である。</p>	<p>種の保存対策については、38種の希少種に係る保護増殖事業計画に基づき、その生息地における必要な対策を実施するとともに、7種について生息地等保護区の管理をしているところです。</p> <p>また、今後も希少野生動植物種及び生息地等保護区の指定並びに保護増殖事業の実施により、絶滅のおそれのある種の生息地の保全をより一層進めていきます。</p>
4	<p>湿地保護について、「今後の課題」欄に、以下の事項を付加されたい。</p> <p>一定の湿地保全策を具体化されたことは評価できるが、進捗状況記載の湿地はそのほとんどが強力な開発圧力に曝されていない箇所である。他方で、現在開発計画が存在、あるいは開発中(埋立等)の重要湿地に対する保全対策はほとんど採られていない。</p> <p>他省庁が中心となる開発であっても、環境省は環境保全に関する意見の表明など現実的に対応可能な方法がとれるはずである。重要湿地500選などを公表して湿地保全を重点課題としているのであるから、その責務を自覚して、重要湿地の効果的な保全策を早急に具体化することが必要である。</p>	<p>環境省としては、保全地域の指定や事業実施に先立つ環境アセスメント等を通じ、湿地の保全を図っていきます。また、重要湿地500は、科学的・専門的な知見と情報に基づく湿地保全の基礎資料とし選定されたもので、今後も保全地域の検討や、開発計画等における配慮を促す上で活用していきます。</p> <p>ご意見は今後の施策の推進にあたって、参考とさせていただきます。</p>

4	<p>野生生物生息地保全について、「今後の課題」は我が国の野生生物の置かれている現状を考えるに、あまりに抽象的かつ楽観的であるので、以下の事項を付加されたい。</p> <p>()野生生物生息地の量的減少・質的劣化の傾向は急速に進行を続けている。生息地の量的減少の最大の要因は開発圧力である。この圧力を可及的速やかに最小にしなければならない。また、量的に生息地保全を進めると同時に、生息地の質的向上を目指して「回廊」の整備、生息地生態系の質的劣化防止等が必要である。しかし、国や地方公共団体による現状の対策は極めて不十分である。</p> <p>()この対策として有効と思われるのは、国全体としてのあるべき野生動植物の量的目標を設定し、この目標を実現するために、全国各地域ごとにその各地域の自然・生息地の現況を踏まえた「地域野生動植物生息地整備計画」等を策定し、統一的体系的な「野生生物生息地ネットワークシステム」を構築・実施することである。当然、地域住民の参加と専門家の関与も必要である。開発計画に際しては、当然この「生息地整備計画」と整合性を有するように調整あるいは規制しなければならない。</p>	<p>適切な環境アセスメントを通じた環境配慮を図るとともに、鳥獣保護区及び生息地等保護区の指定を進めることによって、野生生物の生息地の保全を図っていきます。</p> <p>また、国指定鳥獣保護区においては、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合に、当該保護区の指定者等が必要に応じて、生息環境の改善を図るために、保全事業を実施する制度を改正鳥獣保護法に基づいて定めているところです。</p> <p>種の保存対策については、38種の希少種に係る保護増殖事業計画に基づき、必要な対策を実施しているところです。</p> <p>また、保全のための効果的な手法の1つとして、生態系のネットワークの形成があり、国土形成計画の検討のなかでも健全な生態系の維持・形成のための取組として検討が進められているところです。ご意見を踏まえ、その旨を点検結果p64にも記載しました(「例えば、生態系のネットワークの形成等、関係省庁や地方公共団体等の連携による事業等効果的な保全のための手法の検討を進めることが重要です」)。</p>
4	<p>猛禽類保護対策について、未だモニタリングを不定期に実施しているレベルに留まっているため、「今後の課題」欄に、以下の事項を具体的な対策として設定し付加されたい。</p> <p>環境省は平成8年に「猛禽類保護の進め方」を発表し、その後、現在まで「希少猛禽類の総合的な保護指針」の策定に向けて一応はモニタリング等の作業を行ってきたが、この10年間の開発手続に照らし「猛禽類保護の進め方」が有効に機能しているとは評価できない。そこで、当面「希少猛禽類」の生息地の開発にあたっては、上記「保護指針」策定までの暫定的措置として、環境アセスメントなどの手続に際して、事業の環境への影響の程度に関し、事業者の説明責任をより定量化、厳格化するなどの対策を早急にする必要がある。</p>	<p>「猛禽類保護の進め方」は、事業者が猛禽類についての調査や保護対策の検討を行うに当たっての留意事項等を記述しており、事業者が環境アセスメントを行う場合に広く活用され、可能な限り定量的な調査・予測が行われていると考えています。現在は、希少猛禽類の総合的な保護指針の策定に向けて作業を行い、クマタカについては繁殖率等のモニタリング、イヌワシについては、国有林と連携した採餌環境改善のための森林施策の実施とモニタリングに着手し、オオタカについては、生息環境整備のための情報収集を実施しています。今後も、保護管理のための知見を集積し、猛禽類の繁殖率の向上等を図って参りたい。</p>
4	<p>クマ類の出没対策について、「今後の課題」欄に以下の事項を付加されたい。</p> <p>クマ類出没対応マニュアル(暫定版)(平成18年度公表)については、毎年改訂版を公表し、内容の充実を期することが必要である。(同年度末公表予定の中・長期的マニュアルが充実していれば結構であるが)。</p> <p>クマ類の出没に関する地方公共団体の対応としては、現在は有害駆除として捕殺が主となっているが、生息地内へ放獣を原則とすることは明記すべきである。但し、そのためには専門家の早急な育成・補充が必要であり、放獣される土地管理者の理解が不可欠である。さらに、顕花類の豊富な奥山の復活や里地里山の衰退の防止策や、地方公共団体に対する予算的補助なども必要であるので、これを国の責任として明記すべきである。</p>	<p>本年度作成予定の「クマ類出没対応マニュアル」については、これに基づき地方自治体が保護管理を実施していけるよう、専門家や関係省庁及び地方自治体の意見を踏まえ、来年度のみならずそれ以降の対応について、基本的な対応方策をまとめる予定です。ご意見を踏まえ、点検結果p66に上記について記載しました(「また、クマ類の出没対策については、地方自治体の適正な保護管理が進むよう、専門家や関係省庁及び地方自治体の意見を踏まえ、「クマ類出没対応マニュアル」を平成18年度中にまとめる予定です」)。</p> <p>ご意見については、今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>

4	<p>情報共有と合意形成について、農林・人身被害と野生動物保護との相反する問題の解決には合意形成が不可欠であるにもかかわらず、現状では一般市民は新聞紙上で往々にしてクマ出没の記事しか眼にしていない。全国各地域に応じて、問題の本質と今後の適切な対応を考える場を設定して、各地で取り組むような施策を構築する必要がある。</p>	<p>「クマ類出没対応マニュアル」には地元住民との合意形成も含めた学習放獣のあり方等についても盛り込む予定であり、各地方自治体の取組に資するものとなると考えています。</p>
4	<p>移入種、外来種について、水産物に対する認識、例えば鮎、マスの放流など、また病害を防除した養殖魚などが水系や生態系にどのような影響を及ぼすかなどの検討は十分なされていない。植物についても園芸品種など同様である。今後の課題として、より広い生物について検討していく必要がある。</p>	<p>ブラックバス、ブルーギル以外の外来魚については、現在、生態系等への影響、対象魚種の適正な管理方策について調査・検討しています。今後も引き続き生態系等への被害が懸念される外来生物について、被害や定着状況に係る科学的知見の充実を図っていきます。今回のご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>外来生物法について、未判定外来生物については、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがない旨の主務大臣の判定が出るまでの期間、「輸入」が禁じられるに過ぎず(22条)、制約が十分でない。</p> <p>また、特定外来生物、未判定外来生物として主務省令において指定されていない大多数の生物については、生態系に与える影響が未判明であるにもかかわらず、本法による規制の対象外となる。したがって、指定された種の移入を禁じるブラックリスト方式ではなく、指定された種のみ移入を認めるホワイトリスト方式の導入が必要である。</p> <p>そして、判定手続において、申請者において当該生物が安全であることを証明する責任があるのか、主務大臣において当該生物が被害をもたらすことを証明する責任があるのか、本法律の条文からは明らかでなく、申請者において安全であることの立証責任を負うことを、法文上も、明確にする必要がある。</p>	<p>生態系等に被害をもたらすもの、もたらすおそれがあるものは特定外来生物に指定して輸入を原則禁止し、被害をもたらすおそれのある疑いのあるものは、未判定外来生物に指定することにより一定期間の輸入制限を行っています。被害をもたらすおそれが明らかでない外来生物で既に我が国に導入され利用されているものの飼養を禁止したり、被害をもたらすおそれのある疑いのない外来生物の輸入を禁止したりすることは困難ですが、知見の集積に努め、科学的知見に基づき特定外来生物や未判定外来生物の指定を進めています。</p> <p>なお、生態系等に係る被害の防止を図るのは一義的には国の役割であり、未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かは、専門性、公平性の観点から主務大臣が判断すべきものと考えます。</p>
4	<p>外来生物法について、第12条は同法に基づく防除につき、鳥獣保護法の適用外としているが、これでは防除の際、在来種が誤って捕獲される(錯誤捕獲や混獲)おそれがある。したがって、同条を削除して防除についても鳥獣保護法を適用すると共に、防除の実施にあたっては他の生物に影響を与えないかを検討することが必要である。</p>	<p>特定外来生物の防除に当たっては、特定外来生物ごとに定める防除の公示において、錯誤捕獲及び事故の防止対策を講じること等についても規定し、錯誤捕獲等の防止を図っています。</p>
4	<p>外来種の根絶がやむを得ないものであるとしても、根絶は当該生物の生命を奪うのみならず、方法によっては生態系全体に影響を与えかねない。また、現実の生態系では、多数の外来種の影響が輻輳している場合、外来種の問題と他の環境問題が輻輳している場合など、様々な生態的な関係の錯綜が見られる。したがって、根絶に際しては生態学的な現状把握と評価を十分に踏まえた対策プログラムを立てる必要がある。</p> <p>例えば、沖縄北部においてヤンバルクイナが減少した原因はマングースのみにあるとは限らず、駆除に際しては林道建設による開発など、他の要因を十分に検討する必要がある。他の要因への考慮なきマングース駆除は、決してヤンバルクイナの保護を図れないであろう。</p>	<p>特定外来生物被害の防除については、科学的知見に基づき、完全排除や封じ込め等の目標を定めて計画的に実施することとしており、特定外来生物の生息状況や被害の状況等についてモニタリングを行い、その結果を専門家等の意見も踏まえて、防除の実施内容に反映させることとしています。</p> <p>また、希少野生動植物の保護対策においては、外来生物対策だけでなく、生息環境の改善等多様な対策を総合的に講じていくこととしています。</p>

1	移入種の生態系への影響などの調査を実施するとあるが、毎年定期的な実施が必要であり、移入種を他地域へ入れないことが重要ではないか？調査や駆除活動に使う費用を、入れないため警察と連携したパトロールが必要ではないか？	外来生物による被害の防止には、遺棄や逸出等を防止することが特に重要であることから、飼養、運搬、放つことを規制し、必要に応じて現地調査や警察への協力要請等も行い個体の適正な管理を求めています。 一方で、既に定着して被害をもたらしている外来生物については、被害の程度等に応じて、生態系からの完全排除や封じ込め等の防除を行うことが必要です。
2	身勝手な目的の為に命を奪う事はやめるべき「殺す」事を公共事業にしては、環境先進国とはいえない。	既に定着して被害を及ぼしている外来生物については、必要に応じて防除を行い被害の防止に努めることとなりますが、やむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うことが重要です。

7. 効果的な保全手法等

整理番号	ご意見の概要	対応
4	絶滅のおそれのある種や重要地域等のリスト化について、レッドデータブックの策定、見直しを行っていることは一定の評価ができる。 しかし、レッドデータブックに記載されている動植物種であっても種の保存法で国内希少野生動物種に指定されているのは、そのごく一部に過ぎず、そもそも、鳥獣保護法の対象とならない種や、天然記念物に指定されていない種については、絶滅のおそれが高いとされても法律によってその保護が担保されるわけではない。 各種法律の守備範囲、あるいは、省庁間の管轄を越えた生物多様性の保全の観点からの野生生物の保護が必要である。	現在、環境省版レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種のうち、73種を種の保存法に基づく国内希少種に指定し、捕獲等の規制を行っています。 今後も、レッドリストに掲載されている種の中で特に保護の優先度が高い種については、詳細に情報収集し、希少野生動植物種保存基本方針を踏まえ、国内希少種に指定する等保護の充実に努めます。 後段のご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	経済的措置について、「今後の課題」欄に以下の事項を付加されたい。 ボランティアによる森林の保全整備には限界がある。ボランティアに対する援助措置と並行して、関連省庁等と連携して地域の森林組合等の組織整備を図り、組織の充実、技術の継承など系統的な森林施業主体の再生を期す必要がある。	森林整備・保全については、社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図ることが必要であることから、森林施業の実施主体である森林組合などの林業事業体等の活性化を図るとともに、地域の特性に応じた効率的な森林施業を行うための支援や、NPO等の活動を支援しております。ご意見については、今後の施策の推進の参考とさせていただきます。
4	環境アセスメントについて、「今後の課題」欄に以下の事項を付加されたい。 環境影響評価の基本的事項の改正・主務省令の改正はなされたが、未だ以下の緊急的な課題が積み残しになっており、早急に制度化する必要がある。 ()アメリカの「ロー・ネット・ロス」原則のような、事業実施により環境の量的・質的な価値を減少させないという規範の確立が必要である。 ()事業の環境影響をより科学、定量的に評価するためのアメリカで開発された「ハビタット評価手続(HEP)」のような評価方法の導入が必要である。 ()アメリカにおける「ミティゲーション・バンキング」のような制度の導入の検討が必要である。	環境影響評価制度では、事業者が適切な調査及び予測の手法を選定することとされており、その際に参考となる資料の充実等の取組を行っています。たとえば、環境影響評価情報支援ネットワーク (http://assess.eic.or.jp/) において、様々な技術手法等について情報提供しています。ご意見については今後の施策の検討・推進に当たり、参考とさせていただきます。

4	<p>国際的な取組みのうち、ラムサール条約について、わが国が第9回締約国会議において、新たに20箇所の国内湿地を条約湿地として登録したことは、締約国が負っている役割を果たすものとして一定評価できる。</p> <p>しかし、わが国では、登録湿地を選定する際に当該湿地の自然環境の保全が国内法的に担保されていることを要件としており、また、地元自治体の意向を重視している。その結果、新たに登録された20箇所を見ても、既に法の規制によって一定程度の湿地保全が担保されている地域であり、本当に、緊急の保全の必要がある湿地や、今まさに開発に晒されようとしている湿地については、登録湿地の対象となっていない。国際的に重要な湿地を国際間の協力で保全するとのラムサール条約の目的からするならば、すでに国内的に保全が担保されている湿地よりも、むしろ緊急の保全が必要な湿地こそ条約に登録すべきである。</p> <p>また、わが国においては、ラムサール条約に湿地を登録することに主眼が置かれ、登録後に、その湿地をいかに保全していくかなどの保全計画の策定やそのための予算措置などが十分になされているとはいえない。今後、登録湿地の数を増やすだけでなく、登録後の具体的な保全に向けた取組みが充実することを期待する。</p>	<p>我が国では、ラムサール条約湿地の登録にあたっては、国際的な登録基準を満たしていること、法的な措置により将来にわたって自然環境保全が図られていること、地元自治体等の賛意が得られていることの3点を登録要件としており、これらの要件が整ったものから、順次登録していくこととしています。平成17年11月に新たに登録された20箇所のうち、仏沼や蕪栗沼、野付半島・野付湾などは候補地選定の段階では法的な保護措置が担保されていませんでしたが、ラムサール条約湿地への登録にあたって、新たに保護区の指定を行いました。</p> <p>また、これまでラムサール条約及び条約湿地の普及啓発のためのパンフレット作成・配布やイベント開催等を行ってきました。今後、自治体、NGOや専門家、地域住民等の幅広い関係者と連携しつつ、条約湿地の保全と賢明な利用の一層の推進に努めます。</p>
4	<p>海洋生態系と陸上生態系とが密接に関連した世界的にも貴重な複合生態系を有する知床半島を世界遺産に登録したことは高く評価できる。</p> <p>ただし、現在の国内法が世界遺産条約4条が締約国に課している保護等の義務を十分に果たすものとはいえない。</p>	<p>世界遺産委員会による世界遺産の審査にあたって、遺産の価値を保全するための国内法等による保全担保措置は重要な審査項目のひとつです。知床についても、現在の国内法を含めた保全担保措置についても審査がなされた結果、世界遺産リストへの記載が適当との判断を頂いております。一方、記載に際して世界遺産委員会から勧告のあった海域管理計画の策定などについては適切に対応し、同地域の自然環境の適正な保全に向けた取組を進めていきます。</p>

その他・全般

整理番号	ご意見の概要	対応
5	<p>生物多様性国家戦略に対する意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 化学物質影響を考慮していない 2 廃棄物被害を考慮していない 3 遺伝子の攪乱を調査検討が不十分 4 生態系に関する調査研究がない 5 地域における現状把握が出来ていない 6 生物多様性の問題究明が不十分 里地里山政策のみではいけない 7 委員会委員の選出が間違っている。もっと研究者を委員にするべき。 	<p>化学物質による生態系影響については、生物多様性国家戦略において、第3の危機とされているところであり、点検結果(第4回)(案)119ページにも記載しているとおり、影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策を進めております。今後ともこれらの取組を推進し、生態系の保全を図ってまいります。</p> <p>その他のご意見も含め、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>生物多様性という言葉すら聞いたことがない人が多く、その意味を理解している人はさらに少数であり、なぜ多様性が大切なのか？という事については殆どの方は考えたことすらないのが現状、したがって今後の生物多様性などを 長期に渡って効果的に維持していくうえでは、戦略的な環境教育、啓発活動が必要。</p>	<p>ご指摘の通り、「生物多様性」という言葉はまだ十分に浸透されていないのが現状です。中央環境審議会においても同様の ご意見をご指摘いただき、これまでも普及啓発の取組を図って参りました。例えば、「生物多様性とは？」について分かりやすく伝えるため、中学生等向けの生物多様性に関するハンドブックを作成し、学校、市民団体、地方自治体等に配布し、活用頂く取組を実施しています。</p> <p>今後ともさまざまな普及啓発や環境教育の取組の推進に努めていきます。</p>